

平成25年7月12日

各 位

会社名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

国家賠償請求訴訟の追加的併合提起について

当社は、平成25年4月18日付けでお知らせしました有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令の取消請求訴訟（以下「本件取消訴訟」といいます。）に関連して、本日平成25年7月12日付けで東京地方裁判所に、国家賠償請求訴訟（以下「本件国家賠償請求訴訟」といいます。）を追加的併合提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

訴訟内容 国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償請求

請求金額 金1億3557万35円及びこれに対する遅延利息

なお、当社は、行政事件訴訟法第19条1項に基づき、本件国家賠償請求訴訟を、本件取消訴訟に追加的に併合して提起するものです。

2. 訴訟を提起した理由

- (1) 本年4月12日付け「関東財務局長による当社有価証券報告書の訂正報告書提出命令について」でお知らせしておりましたとおり、平成25年3月29日付けで証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第10期（平成21年3月期）事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上」を計上しており、連結経常損益が▲404百万円であるところを1,861百万円と記載、連結当期純損益が▲1,635百万円であるところを630百万円と記載している点で虚偽記載があるとして、平成25年4月12日付けで訂正報告書の提出を命じられましたので（以下「本件提出命令」といいます。）、当社は、本件提出命令の提出期限までに訂正報告書を提出しない場合には金融商品取引法において罰則が規定されていること等を踏まえ、不本意ながら、本件提出命令に従った有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。
- (2) しかしながら、当社としては、風力発電機メーカーに対し、販売斡旋の役務を実際に提供し、その対価として販売斡旋手数料の支払いを受けていたところであり、「実態のない取引」

ではないことは明らかであると考えております。

また、聴聞手続における行政庁の説明によっても、その認定内容は到底承服することはできず（詳細については、平成25年4月12日当社開示「関東財務局長による当社有価証券報告書の訂正報告書提出命令について」をご覧ください。）、これらの事情を踏まえ、当社は、本年4月18日付けで東京地裁に本件取消訴訟を提起したところですが、関東財務局長による本件提出命令によって、本来であれば提出する必要のない、本件処分に沿った有価証券報告書の訂正報告書を提出するために、再監査費用を要する等、当社は多大な損害を被っております。

そこで、当社としては、上述のように、本件提出命令には理由がないことが明らかであること等著しく違法であることから、今般、国家賠償法1条1項に基づく訴訟を提起し、国に対して当社の損害について賠償を求めることといたしました。なお、上記請求金額は本日現在において発生している損害額であり、今後損害が確定次第、請求を拡張する予定です。

3. 訴訟の提起をした裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成25年7月12日

4. 訴訟を提起した者（原告）

日本風力開発株式会社

東京都港区西新橋一丁目1番15号

代表取締役 塚脇 正幸

5. 本訴訟の相手方（被告）

訴訟の相手 国

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

上記代表者法務大臣 谷垣 禎一

6. 今後の見通し

本件国家賠償請求訴訟及びこれによる当社の業績に与える影響は、今後の進展状況に応じて必要な情報を開示する予定であります。

以上